

知 事 意 見 書

平成 2 1 年 7 月 2 8 日

クリーンエナジーファクトリー株式会社
代表取締役 鎌 田 宏 之 殿

岡山県知事 石 井 正 弘

C E F 津山ウインドファーム建設事業に係る環境影響評価実施計画書（自主アセス）について、岡山県環境影響評価技術審査委員会から聴取した意見をもとに、慎重に検討した結果、意見は次のとおりである。今後、環境影響評価準備書に反映させるとともに、環境影響評価調査等の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなどの環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1．事業計画について

当該事業計画について、詳細が十分に示されていない部分がある。計画の内容如何では、環境影響に係る調査、予測及び評価等に変更を生じるおそれがあるため、速やかに計画の詳細を明らかにすること。

2．対象事業実施区域及びその周囲の概況について

- (1) 生物調査について、専門家等からの意見を十分に取り入れ、適切に対応すること。
- (2) 気象調査について、当該地域の特性に即した調査、予測及び評価を行うこと。

3．環境影響評価項目の選定について

環境影響評価項目の選定理由や予測等に係る記述内容について、計画の内容に合致した項目選定とすること。

4．調査、予測及び評価の手法について

調査範囲や調査方法等について、専門家等からの意見を十分に取り入れ、適切に対応すること。

指 摘 事 項

1．事業計画について

- (1) 風力発電は、定常風が期待でき、且つ大規模資材の搬入が容易である海沿いの地が適地であると一般的に言われている。しかし、当該事業計画地は中国山地の脊梁部近くに位置し、資材等搬入のための道路整備や、長距離埋設電線の敷設等、事業推進にあたっていくつかの負担が想定される。こうした条件を踏まえた上で、本計画地を「適地」として選定した根拠とそのデータ等を準備書に示すこと。
- (2) 農業事業等の計画があるのであれば、その内容（集荷場、見学タワー等も含めて）を具体的に明示すること。
なお、計画の内容によっては、新たな法令の適用や、環境影響評価に係る調査内容等に変更を生じる恐れがあるので留意すること。
- (3) 資機材や建設機械の輸送について、搬送車両の諸元、道路管理者等からの道路構造に関する情報を含めて明らかにした上で、適切な輸送ルートを定め、道路改修の可能性や交通障害を最小に抑えるための対策を講じること。
- (4) 土地利用計画を作成し、風車サイト、管理棟、中継変電所等の施設造成計画を明らかにすること。
- (5) 道路造成工事は、裸地が多く生じ、降雨による出水量の増加の他、浸食・土砂流出が想定され、この地域に生息する生物に大きな影響を与えるおそれがあるため、影響の低減対策について十分検討すること。
- (6) 道路建設工法について、原則、両側切土工法としているが、通常の工法に比べこの工法では自然改変面積及び切土量が最も大きくなる。この工法を選択した理由と改変を低減するための対策を明らかにすること。
- (7) 切土・盛土の収支バランスを見ると、多量の残土が発生する。発生残土量に応じた残土処理場及び調整池等の建設について明らかにすること。
- (8) 自然環境の保全の観点から、一部の風車に関しては、位置・規格、取り付け道路などについて建設の見直し等が必要となる場合が考えられる。そのような状況を考慮し、第2案、第3案などの対比案の作成等を検討すること。
なお、案の作成に当たっては、現地調査の結果を十分に反映すること。
- (9) 用水・排水計画及び雨水排水についても明らかにすること。
- (10) 風力発電施設の一般的寿命は15～20年程度とされているが、特殊な気象条件により、故障・損壊する事例も多く見受けられる。こうした事への対応方法（維持補修・撤去）と環境への影響についても明らかにすること。
また、既設の他事業所におけるトラブル発生事例とその解決方法を調査し、当該事業におけるトラブル発生の事前抑制に努めること。

2．対象事業実施区域及びその周囲の概況について

当該地域は、豪雪地帯であるとともに、近隣地帯において特有の突風が発生すること等が知られている。これらの自然状況は、季節ごとの環境影響評価に大きな違いを生じる。調査にあたってはこのことに留意し、地域特性に即した環境影響評価を行うこと。

3．環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質

工事及び施設供用に伴う粉じんの発生が予測されるため、項目として選定すること。

(2) 騒音・振動

風力発電の稼働に伴う騒音について、農業者や見学者、現場業者らの存在が想定されることから、十分な調査を行うこと。

また、低周波に関しては、健康被害・動物への影響等について十分な知見が得られているとは言えないが、調査を行い、データの蓄積に努めること。

(3) 水質

管理施設、農業施設等の供用に伴う污水排水が想定されるため、施設の存在・供用時における水の汚れについて項目として選定すること。

4．生物の多様性の確保

(1) 計画地は豊かな自然が多く残る地であり、生物に対する環境影響が特に重要である。調査に当たっては、最新の文献による生息種調査及び調査手法や専門家の意見を取り入れ、更なる充実を図ること。

(2) 細池湿原及び五輪原川等に生息する魚類及び水生生物を項目として追加すること。

(3) 光害については、近年になってその生物影響等が懸念されているところである。照明を設置するに当たっては、その影響が最小限になるよう、十分に検討すること。

5．景観

開発・造成工事後の植林については、施設供用中の景観にも係わることであり、十分な予測、検討が行われるべきである。具体的な森林造成計画を明らかにし、その内容が適切かどうか検討を行うこと。

6．文化財・天然記念物

現状では、対象事業実施区域内に周知の遺跡は確認されていないが、周辺域には製鉄関連遺跡の分布が認められており、工事対象部分において、埋蔵文化財が新規に発見されることも予想される。地元教育委員会担当部局と十分な協議を行いながら、慎重に対応すること。

7．人と自然の触れ合いの活動の場

人と自然の触れ合いの活動の場の状況に国定公園を加え、対象事業実施区域の隣接地であることについての記述、評価を行うこと。